

知って
いましたか？

整骨院・接骨院 柔道整復師の 正しいかかり方

整骨院・接骨院の看板には、よく「保険取扱い」と書いてありますが、これは「後期高齢者医療制度でかけられる負傷のみ対象とします」という意味です。すべての施術が対象となるわけではありませんので、ご注意ください。

※整骨院・接骨院とはともに国家資格をもった柔道整復師が、骨折や脱臼、ねんざなどの整復を行う治療所です。

後期高齢者医療制度の

対象とならない場合があります。

※医師や柔道整復師の診断または判断によります。

OK

対象となる場合

打撲

ねんざ

脱臼

挫傷

(肉ばなれなど)

骨折



NO

対象とならない場合

- 日常生活による単純な疲労や肩こり
- スポーツなどによる筋肉疲労
- 加齢(ケガによるものではない)からくる痛み
- 脳疾患後遺症、神経痛、リウマチなどの慢性病からくる痛みやしびれ
- 症状の改善が見られない長期の施術

※脱臼または骨折(不完全骨折を含む。)に対する施術については、医師の同意を得たものでなければならないとされています。また、応急手当をする場合はこの限りではありませんが、応急手当後の施術は医師の同意が必要であるとされています。

整骨院・接骨院にかかるときは…



① ケガの原因を正しく伝える

外傷性の負傷でない場合、労災保険(通勤途中・勤務中のケガ)に該当する場合、交通事故などの第三者行為によるケガの場合は、広域連合にご連絡ください。

② 委任欄への署名・捺印は自分です

以下の内容を必ず確認して、療養費支給申請書の「委任欄」に自分で署名・捺印をしてください。白紙の申請書にサインしたり、印鑑を渡してしまうのは間違いや不正のもとになります。なお、住所は後日、広域連合からお問い合わせ(照会)することがあったとき必要となりますので、正確に記入してください。

- (1) 支払った金額と自己負担額が合っているか
- (2) 受診回数は合っているか
- (3) 負傷名・負傷原因は正しいか
- (4) 施術内容が合っているか

③ 領収書をもらう

平成22年9月から領収書の発行が義務化されました。また、希望すれば明細書をもらうこともできます(有料の場合あり)。領収書は必ず受け取って大切に保管してください。

医療費はみなさんの保険料で賄われています。

山梨県後期高齢者医療広域連合は、皆さんの尊い保険料をムダにしないよう、医療費の適正化に取り組んでいます。

その一環として、柔道整復師で施術を受けた方々に、負傷の原因や施術を受けた部位、回数、一部負担金の額、などをお聞きすることがありますので、領収書は必ず受け取って大切に保管してください。

医療費の適正化にご協力をお願いします。



日常の疲労からの肩こり・腰痛などは、保険適用されません。正しくご理解いただき、適正な受診をすることで医療費の適正化にもつながりますので、ご協力をお願いします。